

## 大師地区複合施設整備等事業 入札参加資格に関する質問と回答

いただいた質問に対する回答は次のとおりです。

なお、質問・回答の実施に伴い、3月末に予定していた入札公告は4月10日に延期することとしました。

ページ	記載内容	質問内容	回答
<b>(1) 入札参加希望者の参加資格要件</b>			
全体	-	什器備品の調達業務を行う者についての記載がございません。 3. ウ. (ア)～(カ)のどちらの業務に含まれるでしょうか。	什器備品等の調達及び設置等については、建設業務に含まれます。 入札説明書P.3_(5)事業範囲_イ_施設整備業務_(ウ)をご確認ください。
<b>(ウ) 入札参加希望者の参加資格要件（業務別）</b>			
P.7	<b>(ア) 施設整備事業管理業務を行う者</b> b 2階建て以上で延べ床面積2,000㎡以上の規模を有する施設の譲渡に関する実績があること。	通常、譲渡の実績はデベロッパー、大手建設業者等であれば有している可能性はありますが、事業の内容から考えても参画を考えている中小企業の多くは実績として少ないと考えられますが、民間においての実績やJVの一員としての実績などは考慮されないのでしょうか。	入札説明書（案）に記載のとおり、発注者についての条件はありません。また、共同企業体が単独であるかについても条件はありません。 ご質問を踏まえ、記載内容を見直します。
P.7	<b>(イ) 設計業務を行う者</b> c 平成21年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、次の①及び②の新築工事の実設計実績を有していること。 ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 ㎡以上の規模を有する施設 ② 国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設	不特定多数が利用する施設であれば公共団体が設置したものに限定せず、民間において設置したものでも十分要件は達成できると思えますが、いかがお考えでしょうか。  「国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設」にはテナント併設の上下水道庁舎、消防署の出張所は該当しますか。	本案件の設計では、公共施設に求められる基準や品質について基本的な知識・経験を持っているほか、地域の持つ背景や特徴、住民の意向を的確に捉えて、さまざまな住民が利用する公共性のある施設として設計に反映させる、公共施設の設計実績が必要と考えます。  この要件は、本案件の施設と類似した利用方法、機能を有する公共施設の実績を求めるものです。ご質問でいただいた用途は、要件に該当すると考えられます。 ご質問を踏まえ、記載内容を見直します。
P.8	<b>(ウ) 監理業務を行う者</b> c 平成21年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した監理業務で、次の①及び②の新築工事の実績を有していること。 ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 ㎡以上の規模を有する施設 ② 国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設	「国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設」にはテナント併設の上下水道庁舎、消防署の出張所は該当しますか。	この要件は、本案件の施設と類似した利用方法、機能を有する公共施設の実績を求めるものです。ご質問でいただいた用途は、要件に該当すると考えられます。 ご質問を踏まえ、記載内容を見直します。

ページ	記載内容	質問内容	回答
P.8	<p><b>(工) 建設業務を行う者</b></p> <p>c 平成21年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築工事で、次の①及び②の施設の施工実績（元請に限る。）を有していること。共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の2分の1以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。</p> <p>① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の規模を有する施設</p> <p>② 国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設</p>	<p>「①及び②」とありますが、2つの条件を同時に満たすということでしょうか。</p> <p>または別々の施設でそれぞれ満たせばよいということでしょうか。</p> <p>これまで、川崎市発注の工事において、JV工事を実績として出す場合はその多くが出資割合20%以上が実績と認められていました。この様に緩和はできないでしょうか。</p> <p>「不特定多数が利用する市民利用施設」は規模及び年数を満たしていれば「多人数が利用する施設」や「公共施設」という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>「国もしくは公共団体が設置した不特定多数が利用する市民利用施設」には小・中学校、子育て支援施設併設の保育園、図書館、ふるさと館、スポーツセンターは該当しますか。</p>	<p>①及び②の条件は、別々の施設でも構いません。</p> <p>ご質問を踏まえ、改めて過去の発注状況や本案件に必要な経験等を検討し、記載内容を見直します。</p> <p>この要件は、本案件の施設と類似した利用方法、機能を有する公共施設の実績を求めるものです。ご質問を踏まえ、記載内容を見直します。</p> <p>この要件は、本案件の施設と類似した利用方法、機能を有する公共施設の実績を求めるものです。ご質問でいただいた用途は、要件に該当すると考えます。ご質問を踏まえ、記載内容を見直します。</p>
P.8	<p><b>(オ) 解体撤去業務を行う者</b></p> <p>c 平成21年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完成した工事で、次の①の施設について、公共団体発注による解体実績（元請に限る。）を有していること。また、共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の2分の1以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。</p> <p>① 2階建て以上で延べ面積2,500m<sup>2</sup>以上の規模を有する施設</p>	<p>公共団体の定義について、地方自治法上の公共団体との解釈でよろしいでしょうか。違う場合は定義をお示しください。</p> <p>これまで、川崎市発注の工事において、JV工事を実績として出す場合はその多くが出資割合20%以上が実績と認められていました。また1,000m<sup>2</sup>程度の実績に緩和はできないでしょうか。</p> <p>解体工事については建築工事よりも過去の公共団体の発注自体が少ないため、民間においての実績も認められないでしょうか。</p>	<p>公共団体は、普通地方公共団体や特別地方公共団体のほか、独立行政法人等の公共施設工事と同様の手法と品質確保が図られている団体となります。</p> <p>ご質問を踏まえ、改めて過去の発注状況や本案件に必要な経験等を検討し、記載内容を見直します。</p> <p>ご質問を踏まえ、改めて過去の発注状況や本案件に必要な経験等を検討し、記載内容を見直します。</p>
P.8,9	<p><b>(カ) 施設保守管理業務を行う者</b></p> <p>c 平成21年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に2階建て以上で延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の規模を有する施設に関する3年以上の維持管理実績を有していること。</p>	<p>施設保守管理実績として、「公共団体発注」とありますが、民間でも管理手法は同様に行われております。このことを鑑み、「公共又は民間施設」とする事は出来ないでしょうか。</p> <p>維持管理実績1棟を3年以上又は、複数の施設を合計で3年以上とする事は出来ないでしょうか。</p> <p>建設業務での必要実績2,000m<sup>2</sup>以上に対し、維持管理は1,000m<sup>2</sup>以上と建設業務より規模を小さくした理由についてお示し下さい。</p>	<p>入札説明書（案）に記載のとおり、発注者についての条件はありませんので、公共団体以外の発注による施設の実績でも構いません。</p> <p>本案件では15年間の保守管理を発注することから、同じ施設の保守管理を継続して3年以上実施していることを要件としています。</p> <p>保守管理については昨年9月に実施したサウンディング調査の際に、事業者を見つけづらいとの意見がありました。1,000m<sup>2</sup>の実績であっても本案件の実施が可能であると考え、できるだけ広く参画機会を確保するために、このように設定しています。</p>